

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱

制定 令和 4 年 4 月 5 日 3 新食第 2143 号

農林水産事務次官依命通知

改正 令和 4 年 8 月 29 日 4 新食第 686 号

(趣旨)

第 1 本事業は、食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、設立間もないフードバンク活動団体(食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、子ども食堂、生活困窮者、福祉施設等(以下「子ども食堂等」という。))にこれを無償で提供するための活動を行う団体をいう。以下同じ。)への支援を行うとともに、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援するものである。

(通則)

第 2 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付及び事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件(平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号)の定めによるほか、本要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率等)

第 3 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる者とし、農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、別表の区分の欄に掲げる事業(以下「交付対象事業」という。)の実施に必要な

な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助事業者に対して補助金を交付する。

（１）都道府県

（２）市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）のうち、次のアからエまでに掲げる計画の一以上を定めた市区町村（本事業実施年度末までにこれらを定めることが確実である市区町村を含む。以下「戦略策定市区町村」という。）

ア 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）

第 13 条に基づく市町村食品ロス削減推進計画

イ 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 16 条に基づく市町村食育推進計画（ただし、食品ロスの削減に関する事項を含む計画に限る。以下の計画についても同じ。）

ウ バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）第 21 条に基づく市町村バイオマス活用推進計画

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条に基づく一般廃棄物処理計画

（３）別表の事業実施主体の欄に掲げる団体（以下「事業実施主体」という。）のうち、前 2 号に規定する都道府県又は戦略策定市区町村（以下「都道府県等」という。）を除く団体であって、当該団体が実施する別表の区分の欄の 2 に掲げる先進的取組支援事業の実施に必要な経費について、大臣が補助金を交付すべきものとして特に認める団体（以下「先進的取組団体」という。）

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

（１）補助事業者自らが実施する交付対象事業

（２）事業実施主体のうち、都道府県等から補助金を財源の全部又は一部とする給付金（以下「間接補助金」という。）の交付を受けて交付対象事業を実施する団体（以下「間接補助事業者」という。）に対し、都道府県等が当該交付対象事業（以下「間接補助事業」という。）に必要な間接補助金を交付する事業

3 交付対象事業の区分並びにその区分ごとの事業内容、補助対象経費、事業実施主体、補助率、実施要件及び実施期間は、別表に定めるところによる。

4 事業実施主体のうち「特認団体」の要件及び認定手続は、次の各号に定めるところによる。

（１）特認団体は、次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす団体でな

なければならない。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規約、経理規約等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

(2) 特認団体の申請をしようとする団体は、次のア及びイに掲げる区分に従い、補助金又は間接補助金の交付申請の際に併せて別記様式第1号による特認団体認定申請書（以下「特認団体認定申請書」という。）を提出し、その認定を受けるものとする。

ア 先進的取組団体として交付の申請をしようとする団体にあつては、第5に規定する交付申請の際に併せて特認団体認定申請書を地方農政局長等（当該団体の所在地、当該団体の主たる事業を行う支所等の所在地、本事業によるフードバンク活動の実施に必要な食品を提供する食品関連事業者の所在地又は本事業によるフードバンク活動の実施により食品の提供を受ける子ども食堂等の所在地（以下「団体等所在地」という。）が北海道の場合にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に対し提出し、その認定を受けるものとする。

イ 間接補助事業者として交付の申請をしようとする団体にあつては、団体等所在地の都道府県等に対する間接補助金の交付申請の際に併せて特認団体認定申請書を当該都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）に対し提出し、その認定を受けるものとする。ただし、当該都道府県知事等が特認団体の認定をしようとする場合は、あらかじめ別記様式第3号による特認団体に係る認定協議書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 前号の特認団体認定申請書の提出に当たり、団体等所在地が複数ある場合は、当該団体の任意の所在地によることができるものとする。ただし、前号による特認団体認定申請書、第5第1項による交付申請書及び第8第2項による交付決定前着手届の提出に係る団体等所在地は同一のものでなければならない。

(流用の禁止)

第4 別表の区分に掲げる1及び2の事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書に関する事項は、別記様式第2号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、地方農政局長等が必要に応じて求める場合には、前項に定める交付申請書の提出より前に、別記様式第2号別紙の都道府県等事業実施計画（先進的取組団体の場合は、別記様式第2号別紙の別添（食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金事業実施計画））を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、提出時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 第1項の規定による交付申請書の提出については、第3第4項第3号の規定を準用する。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 地方農政局長等が、第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る第1項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

第8 補助事業者である事業実施主体は、地方農政局長等から第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に補助対象事業に着手するものと

し、間接補助事業者である事業実施主体は、都道府県知事等からの交付決定の通知を受けた後に交付対象事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定の通知を受ける前に交付対象事業を実施する必要がある場合、補助事業者である事業実施主体は、その理由を明記した別記様式第4号による交付決定前着手届を地方農政局長等に提出した上で交付対象事業に着手するものとし、間接補助事業者である事業実施主体は、同様式による交付決定前着手届を都道府県知事等に提出した上で交付対象事業に着手するものとする。この場合、交付決定前着手届は、実施する交付対象事業の内容及び補助金の交付が確実となってから提出するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

3 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に交付対象事業を実施する事業実施主体は、交付決定の通知を受けるまでに実施する交付対象事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

4 第2項の規定による交付決定前着手届の提出については、第3第4項第3号の規定を準用する。

(申請の取下げ)

第9 補助事業者は、第5第1項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第5号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。
ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う

変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第6号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第14 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の9月末日現在における補助事業の遂行の状況について、別記様式第7号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。また、補助事業者は、地方農政局長等が必要に応じて求める場合には、12月末日現在における補助事業の遂行の状況について、1月末日までに提出しなければならない。ただし、別記様式第8号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第15 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第8号により概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲内で行うものとする。

2 都道府県等は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第9号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号の事業遂行状況報告書に準ずる年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第5第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第5第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあつ

た日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17 地方農政局長等は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第18 補助事業者は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第19 地方農政局長等は、第11第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他の不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第21 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とする

ことがある。

(残存物件の処理)

第22 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

第23 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して3年が経過する日までに事業実施を通じて構築したシステム等による収益化によって相当の収益が生じたときは、別記様式第11号により、その旨を地方農政局長等に報告しなければならない。

2 前項による報告があった場合、その他都補助事業者に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと地方農政局長等が認定したときは、当該収益の一部又は全部を国に納付させることができる。

(補助金の経理)

第24 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第25 都道府県等は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第13号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 26 都道府県等は、間接補助事業者の間接補助金を交付するときは、本要綱第 4、第 11 から第 14 まで、第 16、第 18 から第 20 まで、及び第 22 から第 24 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県等の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県等による間接補助金の交付の決定をもって都道府県等の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による都道府県等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県等に納付させることがあること。

2 都道府県等は、地方公共団体以外の間接補助事業者の間接補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託する場合は、都道府県等にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。ただし、間接補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は間接補助事業の実施に要する事業費の 2 分の 1 までとする。

(2) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただ

- し、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 14 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県等は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第 1 項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 13 号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
- 4 都道府県等は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 都道府県等は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあっては、第 7 第 1 項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 6 都道府県等は、第 1 項第 3 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 都道府県知事等は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から間接補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該間接補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(国による指導)

- 第 27 地方農政局長等は、第 14 又は第 16 の規定により補助事業者から報告を受けた場合に、その内容を点検又は評価を行い、必要に応じて、補助事業者に対して目標の達成が図られるよう指導を行うことができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により地方農政局長等から指導を受けた場合は、目標の達成に向けた取組を行うこと。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項の指導を行った場合は、その内容を大臣官

房総括審議官（新事業・食品産業）へ報告するものとする。

附 則

本要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

本要綱は、令和４年８月２９日から施行する。

（様式関係）

交付等要綱本文様式

- ・別記様式第１号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金特認団体認定申請書
- ・別記様式第２号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付申請書
- ・別記様式第３号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金特認団体に係る認定協議書
- ・別記様式第４号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付決定前着手届
- ・別記様式第５号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金変更等承認申請書
- ・別記様式第６号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金遅延届出書
- ・別記様式第７号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金事業遂行状況報告書
- ・別記様式第８号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金概算払請求書
- ・別記様式第９号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金実績報告書
- ・別記様式第１０号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書
- ・別記様式第１１号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金に係る収益状況報告書
- ・別記様式第１２号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業財産管理台帳
- ・別記様式第１３号 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金調書
- ・別記様式第１４号 契約に係る指名停止等に関する申立書

別表

区分	事業内容	補助対象経費	事業実施主体	補助率	実施要件	実施期間	軽微な変更	
							経費の配分の変更	事業内容の変更
1 スタートアップ支援事業	(1) 検討会の開催等 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体の発展に向けて、その活動を円滑なものとするため、次のアからカまでの取組を行う。ただし、イからオまでの取組については、いずれか1つ又は複数の取組を選択して実施するものとする。 ア 検討会の開催 特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的活動方策等を取りまとめる。 イ 研修会等の開催 食品関連事業者、フードバンク活動団体の実務に携わる関係者に向け、アで取りまとめた内容に係る研修会等を開催する。 ウ 普及啓発の実施 フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。 エ 人材育成の実施 フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、	事業内容に掲げる取組に必要な以下の経費を対象とする。 ・ 委員謝金、講師謝金・旅費、事務局員旅費、普及啓発資料作成費（資料作成に係る事務局員手当（注）及びデザイン費を含む。）、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費、人材育成の実施に係る講習会等受講費（講習会受講料、研修指導者謝金）及び受講者旅費	フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって次に掲げる団体。 都道府県、市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。以下同じ。）	定額	事業実施完了日までに、食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく又は準じた取扱いを行う体制を整備する団体であって、以下ア及びイのいずれかの要件を満たすフードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会であること。 また、以下ウに掲げる事業において3回以上補助を受けたことのない団体であること。 加えて、区分に掲げる2の事業を実施する団体でないこと。 ア 令和4年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないこと イ 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画を有すること ウ 過去の類似事業 (ア) 平成22年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業） (イ) 平成23年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業） (ウ) 平成24年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業） (エ) 平成25年度食品産業環境対策推進事業食品廃棄物等削減推進事業（フードバンク活動に係る事業） (オ) 平成26年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業（フードバンク活動の支援に係る事業） (カ) 平成27年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業 (キ) 平成28年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業	交付決定の日から令和5年3月31日まで	事業内容の（1）及び（2）の経費の相互間における30%以内の増減	事業内容の各項目の削除以外の変更 補助事業に要する経費の30%以内の減

	食品衛生責任者講習、先進フードバンク活動団体での現地研修の受講等の取組を行う。 オ 連携強化の実施 他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。 カ 報告書の作成 アからオまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。				(ク) 平成 29 年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動の推進事業 (ケ) 平成 30 年度持続可能な循環資源活用総合対策事業フードバンク活動の推進事業 (コ) 平成 31 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (サ) 令和 2 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (シ) 令和 3 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業			
	(2) 食品受入能力の向上 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体の発展に向けて、その活動を円滑なものとするため、運搬用車両、食品の保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫含む。）、入出庫管理用機器等の賃借を行う。	・ 運搬用車両の賃借料（燃料を除く。） ・ 一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料 ・ 入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の賃借料（インク等の消耗品を除く。）	フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。	1/2 以内				

2 先進的取組支援事業	食品の取扱量の拡大等の課題に対応する先進的な活動を行うフードバンク活動団体を拡大させるため、次のアからカまでのいずれか1つ又は複数の取組を行う。 ア 広域的な連携 フードバンク活動団体が、その所在する都道府県以外の地域の食品関連事業者及び子ども食堂等と連携し、広域的に食品の受入れ・提供を行う。 イ プラットフォームの構築 民間団体等が、食品関連事業者から食品の寄附の相談を一括して受け付けるプラットフォームとなり、複数地域の多数のフードバンク活動団体と連携し、物流コスト等の観点で効率的な提供先を調整し、円滑に食品の受入れ・提供を行う。 ウ マッチングに特化した活動 フードバンク活動団体が、食品の輸配送・保管を自ら行うことなく、食品の寄附を行う食品関連事業者と、その食品を必要とする子ども食堂等とのマッチングのための連絡・調整を行い、円滑に食品の受入れ・提供を行う。 エ 企業・行政とのコーディネート フードバンク活動団体が、食品関連事業者や地方公共団体との連携強化により、継続的な食品の受入れや、食料の支援を必要とする者の情報の適切な把握等を行うこと等により子ども食堂等への食品の提供を行う。 オ 農業者との連携	事業内容に掲げる取組に必要な以下の経費を対象とすることとし、事業実施主体の主たる事業所が所在する都道府県等以外の地域において事業の実施に必要な経費も含めることができるものとする。 - 活動経費 人件費・賃金（注）、謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、委託費 - 食品の一時保管用倉庫等の賃借料 運搬用車両の賃借料（燃料を除く。）、一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料、入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の賃借料（インク等の消耗品を除く。） - 食品の輸配送費 （ア）他者に対して車両単位で輸配送を依頼することにより行うもの （イ）小口配送便等により行うもの （ウ）事業実施者となるフードバンクの運営に携わる者が、自ら輸配送することにより行うもの（輸配送に伴う荷積み、荷卸し、倉庫の入出庫に係る業務に係る実働に応じた対価（注）及び燃料代（走行距離1キロメートルあたり16円に補助率を乗じた額を補助上限とする。）を含む。） なお、食品の輸配送費については、以下（a）または（b）に該当するものとし、フードバンクから需要地に輸配送した後に、当該需要地から別の子ども食堂等へ輸配送する費用は補助対象外とする。 （a）食品関連事業者等から事業実施者のフードバンクに輸配送す	第2事業内容に掲げるアからカまでのいずれかの取組を行うフードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって、イの取組を行う次に掲げる団体 都道府県、市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、又は特認団体	1/2 以内	事業実施完了日までに、食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく又は準じた取扱いを行う体制を整備すること。 第1欄の区分に掲げる1の事業を実施する間接補助事業者でないこと。		事業内容のアからカの経費の相互間における30%以内の増減	事業内容の各項目の削除以外の変更 補助事業に要する経費の30%以内の減
-------------	---	--	--	--------	---	--	-------------------------------------	---

	フードバンク活動団体が、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体と連携して、生産段階で発生する規格外を含む農林水産物を受入れ、子ども食堂等に提供する。 カ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動 民間団体等が、複数の食品関連事業者と連携することにより、食品の品目や量の偏りの解消等に取り組みつつ食品の受入れを行い、子ども食堂等のニーズに対応した食品の提供を行う。	るために必要な費用であって、フードバンクが支払うもの (b) 事業実施者のフードバンクから需要地（子ども食堂等）に輸配送するために必要な費用であって、フードバンクが支払うもの ・ システム構築費 区分の2における事業内容のイの活動に必要な食品の提供者の提供情報と受入れ者の需要情報等を一元的に管理するシステムの構築（事業実施年度にその構築後の活用による食品提供の成果が認められる場合に限る。）に係るシステム設計費、補助賃金、マニュアル作成費						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

（注）補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づいて算出すること。

別記様式第 1 号（第 3 関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金
特認団体認定申請書

（先進的取組団体以外の団体の場合）

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 殿

（先進的取組団体の場合）

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地

事業実施主体名

代表者氏名

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 （特認団体名）	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

（注）必要に応じて都道府県知事、戦略策定市区町村の長又は地方農政局長等が指示した書類等を添付すること。

都道府県知事等は、事業実施主体から別記様式第 1 号の提出があつた場合には、別記様式第 3 号とともに地方農政局長等へ提出すること。

別記様式第2号（第5関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名
〔先進的取組団体 代表者氏名〕

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱第5の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

注）都道府県又は戦略策定市区町村の場合においては、別紙の都道府県等事業実施計画を添付すること。
先進的取組団体の場合においては、別紙の別添（食品ロス総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金事業実施計画）を添付すること。

(別紙) 都道府県等事業実施計画

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

(都道府県名、戦略策定市区町村名：)

市区町村 名	事業実施主体名	事業名	事業内容	成果目標	補助対象経費 (円)	負担区分 (円)				完了予定 年月日	備考
					事業費	国庫 補助金	都道府県費 市区町村 費	自己資金			
								うち借入金			

(注) 1 「市区町村名」の欄については、都道府県が別表区分に掲げる事業を行う場合には省略すること。
2 「事業名」の欄については、本要綱の別表の区分に掲げる事業名を記載すること。
3 「事業内容」の欄については、本要綱の別表の事業内容に掲げる内容を記載すること。
4 「成果目標」の欄については、別添の第4に掲げる成果目標値を記載すること。
5 「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。
6 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

III 事業完了予定年月日 年 月 日

IV 戦略策定市区長村の場合、本要綱第3に掲げる計画に該当する計画の名称及び当該計画中の食品ロス削減に関する記載箇所

V 添付書類

- ・都道府県の本補助金の交付に関する規程又は要綱
- ・事業実施主体の事業実施計画（都道府県等が自ら別表区分に掲げる事業を行う場合は、その事業実施計画）
- ・戦略策定市区長村の場合、本要綱第3に掲げる計画のうち該当する計画
- ・都道府県又は戦略策定市区町村として補助金の交付を受けようとする者は、事業実施主体として補助金の交付を受けようとする者の中に、別表の事業実施主体に定める特認団体の認定を受けようとする者が含まれている場合は、別記様式第1号の写し及び別記様式第3号を添付すること。

(注)

添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

食品ロス総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金事業実施計画

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
事業実施主体の概要（団体概要）	
※1 定款等、事業実施主体の概要や沿革が分かる資料を添付すること。 2 責任体制が把握できるように記載すること。 3 補助金事業を実施できる能力（財政状況含む）、補助金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。 過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 (該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。)	
事業実施地域	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
FAX	
メールアドレス	
URL	
農林水産省または他の省庁の補助金の交付を受けている事実又は受ける予定の有無 有・無（※いずれかを選択）	

(添付資料)

事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料

- ・ 間接補助事業者又は先進的取組団体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 間接補助事業者又は先進的取組団体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- ・ 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- ・ 事業実施主体は事業実施計画を策定し、都道府県知事又は戦略策定市区町村長（先進的取組団体の場合は地方農政局長等）へ提出すること。

第2 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分			事業の委託	備考
			国庫補助金	都道府県 費・市町 村費	自己資金		
(「1. スタートアップ支援事業」又は「2. 先進的取組支援事業」)		円	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計							

- (注) 1 事業細目は、本要綱別表の事業内容により記入すること。
 2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

第3 事業の目的及び内容

1. 事業の目的

- ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載
- ※ 事業で実施する内容が我が国の食品ロス削減にどのように寄与するかを記載

2. 実施体制

- ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示
- ※ 連携する団体等について名称、概要を記載

3. 事業の内容 ※事業区分ごとに具体的な内容を記載

(1) スタートアップ支援事業

ア 検討会の開催等

① 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検 討 内 容	備 考
	人		

② 研修会などの開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備 考
		人		部	

③ 普及啓発の実施

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備 考
		人		部	

④ 人材育成の実施

講習会名称	開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	備 考
			人		

⑤ 連携強化の実施

講習会名称	開催時期	参加人数	実施内容	資料作成部数	備 考
		人		部	

⑥ 報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先	H P 公表	備 考
部			

イ 食品受入能力の向上

リース等の時期	リース等の内容	備 考

(2) 先進的取組支援事業

ア 先進的取組の区分（以下のいずれかから一つ又は複数選択）

- ・ 広域的な連携
- ・ プラットフォームの構築
- ・ マッチングに特化した活動
- ・ 企業・行政とのコーディネート
- ・ 農業者との連携
- ・ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動

イ 先進的取組の具体的内容

--

第4 事業の目標、波及効果

1. 事業の目標

※ 事業の目標について、以下のとおり具体的かつ定量的に記載すること。

- ・本事業により、令和●年度までに未利用食品の取扱量を、令和●年度から●トン以上増加させ、食品ロスを削減する（青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画のある団体の場合、青果物等生鮮食品の取扱量の目標についても記載すること）。先進的取組を実施する団体の場合、選択した取組毎の目標についても記載すること）

2. 波及効果

※ 事業で実施した各種取組について、ホームページや広報誌、イベント等の場を活用して、都道府県域内に広く普及させるための取組を記載。

第5 事業成果・効果の検証方法

※ 第4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載
※ 上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載

第6 行政施策との関連性について

※SDGs 未来都市計画、市町村一般廃棄物処理計画等、本事業に関連する施策を記入する。

第7 フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（平成28年11月農林水産省公表）に定められた事項を遵守しているか。

☐ 遵守している ☐ 遵守していない

☐ 事業実施年度末までに遵守する見込み（実績報告時は選択不可）

第8 その他事業の推進に必要な事項

別記様式第3号（第3関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金
特認団体に係る認定協議書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け
〇新食第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第3に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式第4号（第8第2項関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金
交付決定前着手届

番 号
年 月 日

（先進的取組団体以外の団体の場合）
都道府県知事又は戦略策定市区町村長 殿

（先進的取組団体の場合）

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由等によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

注2 都道府県等が別表の区分に掲げる事業を行う場合は、本届は地方農政局長等に提出します。

別記様式第 5 号（第 11 関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名
〔先進的取組団体 代表者氏名〕

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注 1）したいので、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱第 11 の規定に基づき申請する。

記

（注 1） 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注 2） 都道府県又は戦略策定市区町村においては、記の記載要領は、別記様式第 2 号の別紙に準ずるものとする。この場合において、同別紙中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）

（注 3） 先進的取組団体においては、記の記載要領は、別記様式第 2 号の別紙の別添に準ずるものとする。この場合において、同別添中第 3 の 1 「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）

（注 4） 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第13関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金
遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〔都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名
先進的取組団体 代表者氏名〕

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱第13の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

（注1） 括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2） 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

（注3） 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注4） 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第14関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名
〔先進的取組団体 代表者氏名〕

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

（注1） 別記様式第2号の別紙（都道府県等事業実施計画）及び別添（食品ロス総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金事業実施計画）（先進的取組団体の場合は別添のみ）に準じて現時点での事業計画進捗状況を記載し、添付すること。

（注2） 「区分」の欄には、都道府県又は戦略策定市区町村においては、別記様式第2号の別紙（都道府県等事業実施計画）の「Ⅱ 事業の内容及び計画」の事業名に記載された事項について記載すること。先進的取組団体においては、別記様式第2号の別紙の別添（食品ロス総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金事業実施計画）の総括表における事業種類に記載された事項について記載すること。

（注3） 「総事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

（注4） 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注5） 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 8 号（第 15 関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金
概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
官署支出官 〇〇 殿
(第 15 第 1 項に定める官署支出官名を記入)

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名
先進的取組団体 代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱第 15 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	交付 対象 経費	(A) 補助金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 〇 年 〇 月 現 在 の出来 高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事 業 完 了 予 定 年月日	備考
			金額	出来 高		金額	〇月〇日 現在の予 定 出 来 高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注 1) 「区分」の欄には、都道府県知事又は戦略策定市区町村長においては、別記様式第 2 号の別紙（都道府県等事業実施計画）の「Ⅱ 事業の内容及び計画」の事業名に記載された事項について記載すること。先進的取組団体においては、別記様式第 2 号の別紙の別添（食品ロス総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金事業実施計画）の総括表における事業種類に記載された事項について記載すること。
- (注 2) 補助金の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
- (注 3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と

同じ旨を記載することとする。

(注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。

別記様式第9号（第16第1項関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〔都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名
先進的取組団体 代表者氏名〕

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として〇〇〇〇〇〇〇補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- I 事業の目的
- II 事業の内容及び実績

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	交付対象 経 費 (A) = (B) + (C) + (D) + (E) + (F)	負 担 区 分						備 考
		自己資金		地方公共団体等による助成金			補助金 (F)	
		(B)	うち貸 付金等	都道府県 (C)	市区町 村 (D)	その他 (E)		
1 スタートアップ支援事業	円			円	円	円	円	
2 先進的取組支援事業								
合 計								

Ⅳ 事業完了年月日 年 月 日

Ⅴ 精 算

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 補 助 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 スタートアップ支援事業	円	円	円	円	注) 年 月 日
2 先進的取組支援事業					
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。なお、複数の間接補助事業者へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を記載すること。

Ⅵ 添付書類
事業実績内訳明細書（別紙）

- (注1) 都道府県又は戦略策定市区町村は別記様式第2号の別紙（都道府県等事業実施計画）、先進的取組団体は別記様式第2号の別紙の別添（食品ロス総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金事業実施計画）に準じて実績を記載し、添付すること。
- (注2) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）また、都道府県又は戦略策定市区町村においては、別紙事業実績内訳明細書を添付すること。
- (注3) 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書
事業種類

交 付 先 名	交付率	交付対象 経 費	負 担 区 分				備 考
			補助金	都道府県費	市町村費	そ の 他	
		円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本明細書は、別記様式第2号の別紙（都道府県等事業実施計画）を基に記入すること。
2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
3 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入すること。
4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 16 第 4 項関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金

消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名
〔先進的取組団体 代表者氏名〕

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金について、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱第 16 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和 30 年法律第 179 号) 第 15 条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除
税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3) の資料を除き添付不要。）

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (2) 消費税確定申告書付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 事業実施主体が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- (5) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

〔 〕

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔 〕

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (4) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- (5) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (6) 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 11 号（第 23 第 1 項関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金に係る
収益状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〔都道府県知事又は戦略策定市区町村長 氏 名
先進的取組団体 代表者氏名〕

〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があつたフードバンク活動支援事業補助金に関する令和〇年度の収益の状況について、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱第 23 第 1 項の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 事業の目的 | |
| 2 | 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 | 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 | 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定 | 円 |
| 5 | 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 | 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式第 12 号（第 24 関係）

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業財産管理台帳

都道府県、戦略策定市区町村名又は先進的取組団体名

地区名			地区	事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区 分	事業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又　は 設置場所	事業量	着　工 年月日	竣　工 年月日	総事業費	負　　　担　　　区　　　分				耐用 年数	処分制限 年月日	承　認 年月日	処分の 内　容	
									国庫補助金※1	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合　計																

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 13 号（第 25 及び第 26 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助金 事業名	交付決 定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 補助金相当額	支出 済額	うち国庫 補助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 補助金事業名欄には、補助金事業の名称のほか、当該補助金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、補助金事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、

流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 補助金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助金事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第 14 号（第 26 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体名〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注 4）事業実施主体に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。